

中小企業成長促進補助金(第3弾) Q&A

| | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 本店所在地が、千葉県外に所在する場合でも、応募することができるのか。 | 千葉県内に事業所があり、本補助金を活用した事業を県内で実施する場合には応募可能となります。ただし、千葉県内で継続的に1年以上事業を行っている必要があります。 |
| 2 | 過去に千葉県で実施していた「ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金」を活用した実績がある企業でも応募することができるのか。 | 「ちば中小企業生産性向上・設備投資補助金」を活用した案件と異なる内容(具体的には異なる機械装置を購入するなど)であれば、応募可能です。 |
| 3 | 中小企業成長促進補助金(第1弾)及び(第2弾)で採択された者でも応募することができるのか。 | 中小企業成長促進補助金(第1弾)及び(第2弾)で採択された者は応募できません。 |
| 4 | 機械装置を取得するための資金を金融機関から借用するにあたり、国等が実施している利子補給制度を活用したいと考えている。利子補給制度を活用したことにより、本補助金への申請ができなくなるという制限はあるのか。 | 特に制限はありません。ただし、国等の利子補給制度が本補助金との併用を認めているかどうかは判断できませんので、事前に国等へ確認してください。 |
| 5 | 本補助金を活用し取得した機械装置等について、中小企業等経営強化法に基づく「即時償却」または「取得価格の10%の税額控除」を検討しているが、適用できるのか。 | 管轄の税務署へ確認してください。 |
| 6 | 本補助金を活用し取得した機械装置等について、圧縮記帳の対象となるのか。 | 管轄の税務署へ確認してください。 |
| 7 | 申請にかかる採択・不採択の連絡はいつ頃になるのか。 | 令和8年8月上旬を予定しています。なお、採択・不採択(交付決定・不交付決定通知書)については、交付申請書に記載いただいたメールアドレス宛てに送付いたします。 |
| 8 | 1,000万円以上の設備投資(事業費総額)が本補助金の対象になるとのことだが、事業費総額は税抜き金額との理解でよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 購入予定の機械装置を取り扱っている企業は国内に1社のみであり、見積書を2者から徴収できない。この場合、1者分の見積書を提出すればよいのか。 | 見積書と合わせて、「相見積もり省略理由書」を提出してください。 |
| 10 | パートナーシップ構築宣言(以下、パ宣言)にかかる申請手続きを行ったが、パ宣言事務局から「申請が立て込んでおり、承認まで時間を要する」との返答があった。この場合、どのように対応すればよいか。 | パ宣言の申請手続きが完了したことがわかる資料を提出してください。 |

中小企業成長促進補助金(第3弾) Q&A

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 11 | パートナーシップ構築宣言について、個人事業主の場合も登録する必要があるのか。 | 個人事業主の場合も登録していただく必要があります。 |
| 12 | 自動車、二輪車等は本補助金の対象となるのか。 | 公道を自走できる車両は補助対象外となります。 |
| 13 | 付加価値額(基準年度に対して、3年間で9%の増加)、労働生産性(基準年度に対して、3年間で3%の増加)の数値目標が達成されなかった場合、補助金を返還する必要があるのか。 | 返還の必要はありませんが、目標を達成できなかった要因について確認させていただきます。 |
| 14 | 付加価値額に含まれる人件費について、こういった性質のものを計上すればよいのか。 | 以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの) ・ 一般管理費に含まれる役員報酬、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ ・ 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用 |
| 15 | 過去に経営革新計画の承認を受けたことがある。承認された事業期間はすでに終了しているが、この場合も加点の対象となるのか。 | 本補助金の申請締切日時点で認定(承認)を受けた計画期間が終了していない場合のみ加点対象となります。※本補助金を活用して実施する事業内容と承認を受けている経営革新計画の事業内容が異なる場合においても加点対象となります。 |
| 16 | 例えば、単価が350万円の設備を3台購入することで補助対象経費が1,000万円を超える計画の場合は、全額補助の対象となるのか。 | 左記の計画の場合、生産性向上等に当該設備が3台必要な理由(2台以下では不可の理由)を補助事業計画書に詳細に明記してください。その上で、審査の際、本事業の趣旨に沿うものと評価された場合は補助対象となります。 |
| 17 | 設備処分費について、死蔵の設備機器等を廃棄・処分するだけでは補助対象とならず、廃棄・処分と併せて新たな設備投資等をする必要があるのか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | 中小企業成長促進補助金(第1弾:令和7年5月15日締切分)では、「支援機関確認書(※)」の提出が必須であったが、今回の必要書類の中に含まれていない。提出が不要になったとの理解でよいのか。 ※商工会や商工会議所等の支援機関が発行する書類 | 「支援機関確認書」の提出は不要となります。なお、事業計画書等の作成にあたり、悩みごとなどがありましたら最寄りの商工会・商工会議所等に相談してください。 |
| 19 | 設備導入にあたり、建物改築が必要となるが、改築費用は対象となるのか。 | 建物の構築、改築等の費用は対象外となります。対象経費は機械装置等の導入経費となります(申請要領の12ページを参照)。 |
| 20 | リースを目的とした製品の調達に要する経費は対象となるのか。 | 当該経費は対象外となります。なお、購入した製品等に加工等を行ったうえでリースすることについても同様です。(申請要領12ページを参照) |

中小企業成長促進補助金(第3弾) Q&A

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 21 | 5年間のライセンス使用契約を締結した場合、按分のうえ補助対象額を算出することとなるが、どのように按分すればよいのか。 | <p>例えば、購入したソフトウェアのライセンス期間が5年間(R8.9.1～R13.8.30)で、令和8年9月1日から補助事業を開始した場合は以下のとおり経費を按分します。</p> <p><例: 補助事業期間> 令和8年7月16日【交付決定日以降の補助事業開始日】～令和9年2月15日【補助事業終了日】(7ヵ月)</p> <p>【ライセンス使用期間】 令和8年9月1日から令和13年8月28日まで(60ヵ月)</p> <p>→総ライセンス料×7ヵ月÷60ヵ月＝補助対象経費 →補助対象経費×1/2＝補助金額</p> <p>※日数に端数が生じた場合は日数を切り上げた月数とします(11ヵ月12日→12ヵ月) ※経費の対象となる対象期間は、「ソフトウェア使用権の発生日」～「R9.2.15」としますが、実績報告書の提出日はR9.2.15より前でも構いません。</p> |
| 22 | 現在、工場内で使用している設備と性能が同等のものを導入したいと検討しているが、補助対象となるのか。 | 現在、使用している設備と比べ性能が高く、生産性向上に資する設備であれば、補助対象となります。 |
| 23 | これまで補助対象の事業区分として選択できた「生産量の増大」が、第3弾から選択できなくなっているが、申請ができなくなったのか。 | 第3弾の申請から「生産量の増大」の区分を「省人化・業務効率化」に統合しましたので、「生産量の増大」での申請を検討していた場合は、「省人化・業務効率化」の区分でお申し込みください。 |